

2019年度の中間貯蔵施設事業の方針①

- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等※（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す。
- これに向け、2019年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万 m^3 程度を輸送する。
- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、以下の取組を実施する。

輸 送

- 身近な場所から仮置場をなくすことを目指し、市町村と連携して計画的な輸送を実施。
- より安全で円滑な輸送のために以下の対策を実施。
 - ・工事用道路の整備等の必要な道路交通対策や、運転者研修等を実施し、安全な輸送を確保。
 - ・円滑な輸送のため、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化に努める。
- 各市町村の搬出量は、福島県と連携し、市町村と調整の上、以下を考慮して決定予定。
 - ・避難指示の解除等に伴い住民の帰還を進めていく地域や立地町である大熊町・双葉町等への配慮 等

※2018年10月集計時点での輸送対象物量（搬入済量＋仮置場及び減容化施設等での保管量）は約1,400万 m^3

2019年度の中間貯蔵施設事業の方針②

用 地

○着実な事業実施に向け、引き続き丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組む。

施 設

○受入・分別施設及び土壌貯蔵施設

全8工区の施設を安全に稼働するとともに、整備されたところから順次活用。

○仮設焼却施設及び灰処理施設

大熊町内の仮設焼却施設を安全に稼働しつつ有効に活用。双葉町内の仮設焼却施設及び灰処理施設を2019年度内に稼働。

○廃棄物貯蔵施設

2019年度内に稼働するとともに、今後の輸送に必要な施設を順次増設。

減容・再生利用

○最終処分量の低減に資する、除去土壌等の減容・再生利用の実証事業等を関係機関の連携の下、地元の御理解を得ながら実施。

当面の施設整備イメージ図

(2018年12月)

現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済の双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ベースで1,000万～1,400万m³程度が可能と見込んでいる。

